

## カジノ管理委員会第97回会議の開催状況

### 第1 日時、場所及び出席者

#### 1 日時

令和6年3月15日 14時00分～14時45分

#### 2 場所

カジノ管理委員会 12階委員会室

#### 3 出席者

- 北村委員長、氏兼委員、渡委員、北村委員、石川委員
- 坂口事務局長、嶋田次長、中山総務企画部長、原田監督調査部長、出口財務監督課長（議事担当課）、河村監督総括課長（議事担当課）、阿部企画課長（議事担当課）

### 第2 要旨

#### 1 議決案件

- (1) 特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令（案）について  
監督調査部長より、特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令（案）について説明があり、審議・検討の結果、原案のとおり決定した。

#### 2 その他の案件

- (1) 大阪IR（株）第1期第3四半期報告書について  
監督調査部長より、大阪IR（株）第1期第3四半期報告書について説明があった。
- (2) 免許審査に向けた準備状況について（4）  
監督調査部長より、免許審査に向けた準備状況について説明があった。

#### （参考）

- ・特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）（抄）  
（認定設置運営事業者等が行う業務の会計）

第28条（略）

2～12（略）

13 認定設置運営事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる書類を公告しなければならない。

一～三 (略)

四 四半期報告書 (前項において準用する第十項の規定によりその内容を訂正したものを含む。)

五 (略)

14～19 (略)

20 国土交通大臣は、第十三項各号に掲げる書類の提出があったときは、速やかに、その旨を関係行政機関の長に通知しなければならない。

以上